

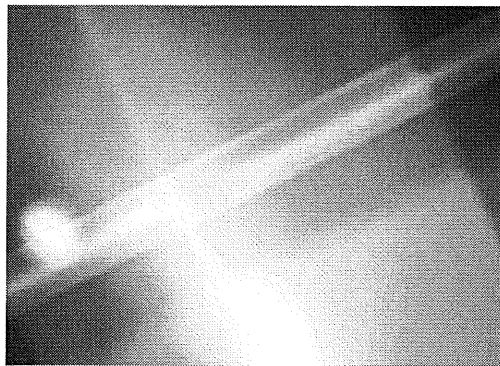
TAC税理士講座

～2014 冬 税理士オープンセミナー～

改正直前！

相続税法プレミアムセミナー

～これからの相続税・贈与税「相続から生前贈与へ」～



目 次

ページ

テーマ1 はじめに ～相続から生前贈与へ～…………… 2～3

テーマ2 相続税の改正

- 1. 相続税の基本体系…………… 4
- 2. 相続税の改正の背景…………… 5～7
- 3. 相続税の改正内容…………… 8～19

テーマ3 贈与税の改正

- 1. 贈与税の基本体系…………… 20
- 2. 贈与税の改正内容…………… 21～22
- 3. 生前贈与対策 ～教育資金の一括贈与の非課税制度について～ …… 23～24

テーマ 1

はじめに ～相続から生前贈与へ～

来年 1 月から、基礎控除（相続税が課税されない金額）の縮小や最高税率の引き上げにより、相続税は増税になります。

一方、贈与税では、高齢者の保有する資産を、次世代に早期に移転させることを促すような改正が昨今続けて行われています。

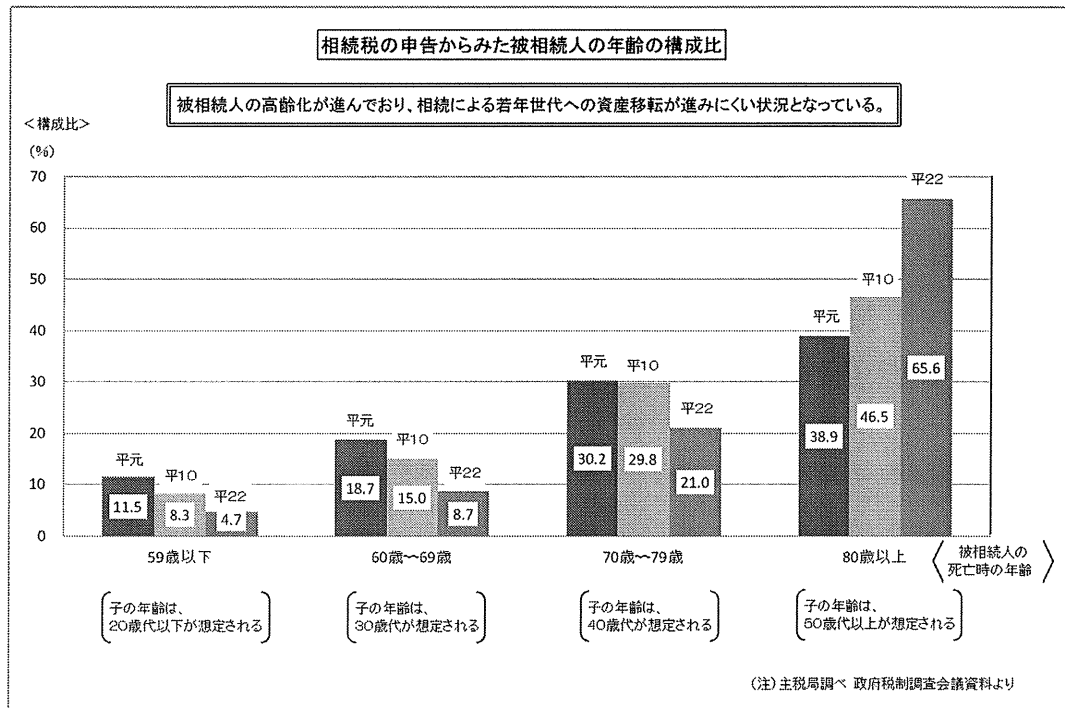
例えば昨年の「教育資金の一括贈与の非課税制度」もそうでした。

これは、祖父母から孫に将来の教育資金に使う目的で贈与したお金であれば、1,500 万円までは贈与税がかからないという制度です。相続税対策に頭を悩ます富裕層の高齢者にとっては、可愛い孫に感謝されると同時に、自分の将来の遺産額も減らせる一石二鳥の制度だったようです。

国が生前贈与による資産の移転を促進する狙いは何でしょうか？

それは現在日本が急速な高齢化社会を迎えているからです。

下図は、「相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比」です。



このデータを見ると、80歳を超えた親の財産を60歳過ぎの子が相続するという、いわゆる「老老相続」といった現象が増加していることが分かります。このように被相続人の高齢化が、若年世代への資産移転を困難にしています。

ところが、実際に消費意欲が高いのは、子育て世代の30歳代～40歳代が中心です。そこで国は、高齢者からの生前贈与で、この世代にお金を持たせ、消費拡大を通じた経済の活性化を図ろうとしています。

親の気持ちとしても、死んでから相続税を子にたくさん払わせるよりは、生きているうちに子や孫に贈与して、役に立ちたいというのが人情でしょう。

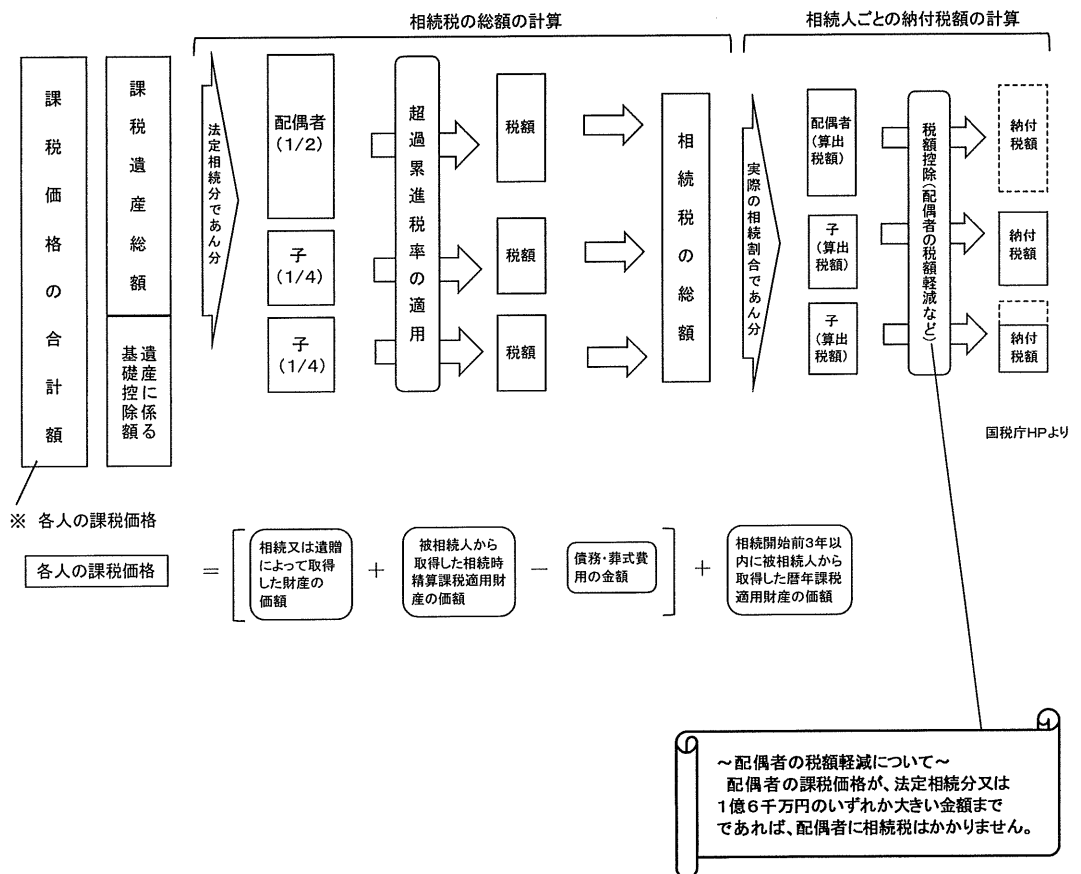
こういった背景から来年から相続税・贈与税の改正が行われ、今後ますます生前贈与の活用が増えていくことが予想されます。

テーマ2

相続税の改正

1. 相続税の基本体系

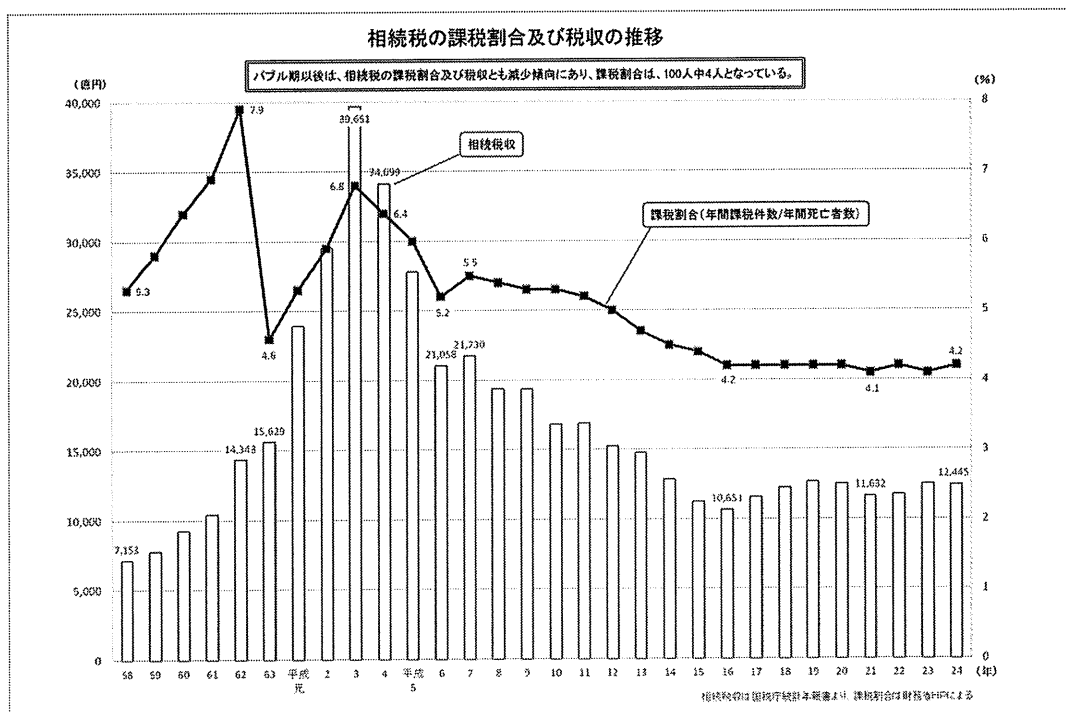
相続税は下図のような流れで算出されます。



2. 相続税の改正の背景

相続税は、多額の遺産が一部の親族で何代も引き継がれることによって、生まれながらに貧富の差が確定してしまうことを避けるため、富の再分配を行うことを目的に設けられました。

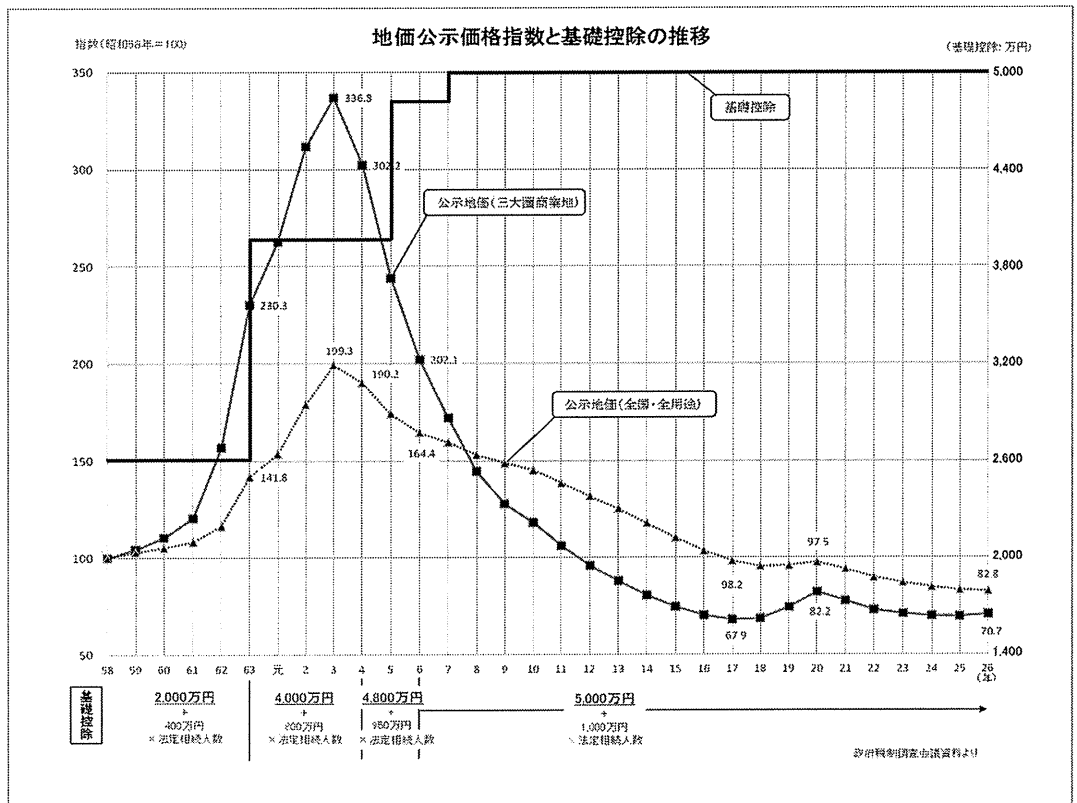
下図は、「相続税の課税割合及び税収の推移」です。



特にバブル期以後は、相続税の課税割合及び税収とも減少傾向にあります。

しかし、最近の課税割合は4.1%~4.2%で推移しており、昭和62年の7.9%に比べると約半減し、相続税の富の再分配機能は十分に果たされなくなっています。

下図は、「地価公示価格指数と基礎控除の推移」です。



改正により、財務省の試算では、相続税の課税割合は今の 1.5 倍の 6 %まで増えることが予想されています。

3. 相続税の改正の内容

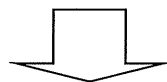
(以下は、平成27年1月1日以降の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。)

(1) 遺産に係る基礎控除額の引き下げ

新たな基礎控除については、物価・地価が現在と同等であった昭和50年代後半の水準を参考に、引き下げることとされました。

具体的には、現在の基礎控除の4割カットとなります。

【改正前】

$$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$


4割カット

【改正後】

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

(2) 最高税率の引き上げ及び税率構造の見直し

相続税が所得税の補完税であることから、平成27年1月1日より、住民税と合わせて55%に引き上げられる所得税の最高税率を踏まえ、相続税の最高税率も55%に引き上げられました。

また、遺産額の高い層（税率区分40%、50%）に、より高い負担を求めることで、この層を中心に富の再分配機能の回復を図るとの考え方に基づいて税率構造の見直しが行われました。

【改正前】		【改正後】	
各法定相続人の取得金額	税率	各法定相続人の取得金額	税率
1,000万円以下	10%	1,000万円以下	10%
3,000万円以下	15%	3,000万円以下	15%
5,000万円以下	20%	5,000万円以下	20%
1億円以下	30%	1億円以下	30%
3億円以下	40%	2億円以下	40%
3億円超	50%	3億円以下	45%
		6億円以下	50%
		6億円超	55%

(3) 未成年者控除の引き上げ

未成年者控除は、税額控除の一つで、20歳未満の法定相続人の算出税額から一定額を控除するというものです。

これは、未成年である法定相続人が成年に達するまでの養育費を控除する趣旨で設けられたものですが、控除額は20年以上据え置かれてきました。

しかし、今回の相続税改正による負担増等を考慮し、控除額の引き上げが行われました。

【改正前】	【改正後】
6万円×(20歳－相続開始時の年齢)	10万円×(20歳－相続開始時の年齢)

(4) 障害者控除の引き上げ

障害者控除も未成年者控除と同じく、税額控除の一つで、障害者である法定相続人の算出税額から一定額を控除するというものです。

これは、障害者であるがゆえに余分に生活費がかかることを考慮し、被相続人の死後に残された障害者の生活の安定に資するため設けられたものですが、控除額は未成年者控除と同様に20年以上据え置かれてきました。

しかし、今回の相続税改正による負担増等を考慮し、控除額の引き上げが行われました。

【改正前】	【改正後】
6万円×(85歳－相続開始時の年齢) ※ 特別障害者は12万円	10万円 ×(85歳－相続開始時の年齢) ※ 特別障害者は 20万円

(5) 小規模宅地等の特例の見直し

小規模宅地等の特例とは、被相続人の遺産の中に、被相続人又は被相続人の同一生計親族（以下「被相続人等」といいます。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、限度面積までの部分に対応する宅地等の価額を一定の割合で減額するというものです。

下記の表は、特例の適用対象となる宅地等です。

【特例の適用対象となる宅地等（①～④）】

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要 件		限度面積	減額割合	
被相続人等の <u>居住の用</u> に供されていた宅地等		①	特定居住用宅地等に該当する宅地等 (具体例) 被相続人が居住していた家屋の敷地を配偶者又は同居の親族が取得する場合	330㎡ (改正前 240㎡)	80%	
被相続人等の <u>事業の用</u> に供されていた宅地等	<u>貸付事業以外の事業用</u> の宅地等	②	特定事業用宅地等に該当する宅地等	特定事業用等宅地等	400㎡	80%
	<u>貸付事業用</u> の宅地等	③	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等		400㎡	80%
			④	貸付事業用宅地等に該当する宅地等		200㎡

国税庁HPより

この小規模宅地等の特例についても、今回の相続税改正により、地価の高い都市部に土地を有する人の負担がより増えることや、納税のために生活・事業の基盤である土地を切り分けて売却せざるを得なくなる事態を避けること等を考慮し、次の見直しが行われました。

(i) 特定居住用宅地等(①)の適用対象面積の拡大

【改正前】	【改正後】
240㎡まで	330㎡まで

新たな適用対象面積の上限「330㎡」は、大都市圏においてこの特例を適用している平均的な宅地面積の360㎡や、全国の居住用の宅地面積の平均である300㎡等を考慮して定められました。

(ii) 特定居住用宅地等と特定事業用等宅地等を併用する場合の限度面積の拡大

これまで、調整した上で限定的に併用が認められていた特定居住用宅地等(①)と特定事業用等宅地等(②及び③)について、完全併用に適用が拡大されました。

【改正前】	【改正後】
特定居住用宅地等： 240㎡ ← 調整 特定事業用等宅地等： 400㎡ ← 適用 ▽ 400㎡まで	特定居住用宅地等： 330㎡ ← 完全 特定事業用等宅地等： 400㎡ ← 併用 ▽ 730㎡まで

なお、特例を適用する宅地等のうちに、貸付事業用宅地等(④)がある場合には、以下の算式による限度面積の調整計算が必要になります。

$$\left(\begin{array}{c} \text{①の適用面} \\ \text{積の合計} \end{array} \right) \times \frac{200}{330} + \left(\begin{array}{c} \text{②及び③の適} \\ \text{用面積の合計} \end{array} \right) \times \frac{200}{400} + \left(\begin{array}{c} \text{④の適用面} \\ \text{積の合計} \end{array} \right) \leq 200\text{㎡}$$

また、特定居住用宅地等については、既に今年から、以下のとおり適用要件の緩和が行われています。

(i) 二世帯住宅に居住していた場合

被相続人と親族が居住するいわゆる二世帯住宅の敷地について、その二世帯住宅が構造上区分されているもの（外階段が設置され、内部で行き来ができない建物）については、改正前は、親族が居住していた部分は、被相続人の居住の用に供されていた宅地等には含まれないものとされていました。

改正後は、二世帯住宅が内部で行き来できるか否かにかかわらず、区分所有されていなければ、その敷地全体について特例の適用ができるようになりました。

(ii) 老人ホームに入所していた場合

老人ホームに入所したことにより、被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地については、改正前も一定の要件を満たせば、特例の適用が認められていましたが、改正後はこれらの要件のうち、家屋の維持管理がされていること、被相続人やその親族によって老人ホームの所有権や終身利用権が取得されていないことの2要件が削除され、次の2つの要件を満たせば、特例の適用ができるようになりました。

- ・ 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
- ・ 居住の用に供さなくなった家屋が貸付け等の用途に供されていないこと。

(小規模宅地等の特例の計算の具体例)

(1) 特例対象宅地等

A宅地（特定事業用宅地等）	300㎡	30,000千円
B宅地（特定居住用宅地等）	165㎡	33,000千円
C宅地（貸付事業用宅地等）	100㎡	40,000千円

(2) 小規模宅地等の特例

① 調整計算による方法

各宅地につき、限度面積まで選択した場合の減額金額を求める。

$$\begin{aligned} \left[\begin{array}{l} \text{特定事業用} \\ \text{宅地等} \end{array} \right] & 30,000\text{千円} \div 300\text{㎡} \times \frac{80}{100} \times 400 = 32,000\text{千円} \\ \left[\begin{array}{l} \text{特定居住用} \\ \text{宅地等} \end{array} \right] & 33,000\text{千円} \div 165\text{㎡} \times \frac{80}{100} \times 330 = 52,800\text{千円} \\ \left[\begin{array}{l} \text{貸付事業用} \\ \text{宅地等} \end{array} \right] & 40,000\text{千円} \div 100\text{㎡} \times \frac{50}{100} \times 200 = 40,000\text{千円} \end{aligned}$$

∴ 減額金額の大きいものより、特定居住用宅地等から165㎡（50%）、貸付事業用宅地等から100㎡（200㎡×（1－50%））を選択する。

$$\begin{aligned} \left[\begin{array}{l} \text{特定居住用} \\ \text{宅地等} \end{array} \right] & 33,000\text{千円} \times \frac{165\text{㎡}}{165\text{㎡}} \times \frac{80}{100} = 26,400\text{千円} \quad \leftarrow \text{減額金額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{貸付事業用} \\ \text{宅地等} \end{array} \right] & 40,000\text{千円} \times \frac{100\text{㎡}}{100\text{㎡}} \times \frac{50}{100} = 20,000\text{千円} \quad \leftarrow \text{減額金額} \end{aligned}$$

∴ ①の場合の減額金額の合計＝26,400千円＋20,000千円＝46,400千円

② 併用計算による方法

特定事業用宅地等から300㎡、特定居住用宅地等から165㎡を選択する。

$$\begin{aligned} \left[\begin{array}{l} \text{特定事業用} \\ \text{宅地等} \end{array} \right] & 30,000\text{千円} \times \frac{300\text{㎡}}{300\text{㎡}} \times \frac{80}{100} = 24,000\text{千円} \quad \leftarrow \text{減額金額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{特定居住用} \\ \text{宅地等} \end{array} \right] & 33,000\text{千円} \times \frac{165\text{㎡}}{165\text{㎡}} \times \frac{80}{100} = 26,400\text{千円} \quad \leftarrow \text{減額金額} \end{aligned}$$

∴ ②の場合の減額金額の合計＝24,000千円＋26,400千円＝50,400千円

③ 有利判定

①<② ∴ ②が減額金額となる。

(6) 今回の改正が与える影響

配偶者と子ども2人が相続人の場合、今までは課税価格の合計額が8,000万円までは相続税の申告も納税も必要ありませんでしたが、今後は4,800万円を超えると納税しなければいけなくなります。

下記の表は、基礎控除の引き下げ及び税率構造の見直しにより、増税となる相続税の試算結果です。

配偶者と子ども2人が相続人の場合（各相続人は法定相続分を相続するものと仮定）

課税価格 の合計額	【改正前】	【改正後】	増税額	増税率
5,000万円	0	10万円	10万円	—
6,000万円	0	60万円	60万円	—
7,000万円	0	112.5万円	112.5万円	—
8,000万円	0	175万円	175万円	—
9,000万円	50万円	240万円	190万円	380%
1億円	100万円	315万円	215万円	215%
2億円	950万円	1,350万円	400万円	42%
3億円	2,300万円	2,860万円	560万円	24%
5億円	5,850万円	6,555万円	705万円	12%
7億円	9,900万円	10,870万円	970万円	9%

増税率で見ると、遺産額の高い人よりも、比較的遺産額の少ない1億円以下の方が、今回の改正により、より強く増税感が感じられる結果となっています。

ただし、多くの場合、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減の規定を適用できるため、相続税はさほど高額にならないことも事実です。

相続税額の計算の具体例は次のとおりです。

(相続税額の計算の具体例)

相続財産は、1 億 2,000 万円

(内訳：自宅土地 8,000 万円、家屋 1,000 万円、預貯金等 3,000 万円)

相続人は、配偶者と子ども 2 人

課税価格の合計額＝土地（小規模宅地等の特例を適用し、80%減の 1,600 万円）

＋家屋（1,000 万円）＋預貯金等（3,000 万円）＝5,600 万円

課税遺産総額＝5,600 万円－基礎控除（4,800 万円）＝800 万円

各相続人が法定相続分で相続したとすると、

相続税の総額＝800 万円×1/2×税率 10%＋（800 万円×1/4×税率 10%）×2
＝80 万円

配偶者の算出税額＝80 万円×1/2＝40 万円

子ども 2 人の算出税額＝80 万円×1/4＝20 万円ずつ

配偶者の納税額＝40 万円－配偶者の税額軽減（40 万円）＝0

子ども 2 人の納税額＝算出税額＝20 万円ずつ

したがって、合計の納税額は 40 万円となります。

(7) その他の改正

① 非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除

適用要件の緩和や手続の簡素化などが行われました。

※「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。

下記の表は、主な改正内容です。

改正事項		改正内容
事前確認制度		1 経済産業大臣の認定を受けるための要件であった「経済産業大臣の確証」の制度が廃止されました。 ^{※1}
適用要件	会社の要件	2 資産管理会社（資産保有型会社又は資産運用型会社）について、特例の適用を受けるための要件が、次のとおり変わります。（改正部分：下線） ① 商品の販売・貸付け等を3年以上行っていること（同族関係者などへの貸付けを除きます。） ② 後継者とその後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が5人以上いること ③ 後継者とその後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有又は賃借していること
	後継者の要件	3 後継者の要件のうち、被相続人等の「親族」であることとする要件が廃止されます。
	先代経営者の要件	4 先代経営者（贈与者）が、贈与時において「役員」の場合であっても、特例の適用を受けることが可能となります。【贈与税のみ】 改正前：役員でないこと 改正後：代表権を有していないこと
	担保提供	5 特例の適用を受ける会社が株券不発行会社であっても、一定の書類を提出することにより、株券を発行することなく株式を担保として提供することが可能となります。
納税猶予期限の確定事由 ^{（※1）}		6 経営承継期間 ^{（※2）} における常時使用従業員数に係る納税猶予期限の確定事由が、次のとおり変わります。 改正前：経営承継期間毎年、贈与又は相続開始時の雇用の8割以上を確保すること 改正後：経営承継期間平均で、贈与又は相続開始時の雇用の8割以上を確保すること
		7 代表権を有しない役員である先代経営者（贈与者）が、会社から給等々の支給を受けた場合であっても、納税猶予期限の確定事由に該当しないこととなります。【贈与税のみ】
		8 納税猶予期限の確定事由である「総収入金額が増となった場合」の判定について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益が除外されます。（改正部分：下線） （特例の適用時における総収入金額の判定も同様です。）
納税猶予税額の計算		9 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から先に控除するなど納税猶予税額の計算方法が変更されます。【相続税のみ】
		10 特例の適用を受ける会社が資産管理会社（資産保有型会社又は資産運用型会社）に該当する場合において、その会社等が一定の上場株式等を保有する場合には、納税猶予税額の計算上、その会社等がその上場株式等を保有していないものとして計算することとなります（改正事項「11」の納税猶予税額の再計算を行うときに限ります。）。
		11 経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することが可能となります（再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。）。
納税等	延納・物納	12 改正事項「6」の確定事由により猶予期限が確定した納税猶予税額について、相続税については延納又は物納、贈与税については延納の選択が可能となります。
	利子税	13 経営承継期間の経過後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その経営承継期間中の利子税が免除されることとなります。
提出書類		14 申告書等の提出時に提出する添付書類のうち、一定のものが提出不要となります。

※1 「納税猶予期限の確定事由」とは、納税の猶予が打ち切りとなる一定の事由（例えば、非上場株式等の譲渡、贈与など）をいいます。

※2 「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます。

（注）改正事項「1」は、平成25年4月1日以後に受ける認定について適用されます。

国税庁HPより

② 医療法人の持分に係る相続税・贈与税の納税猶予等

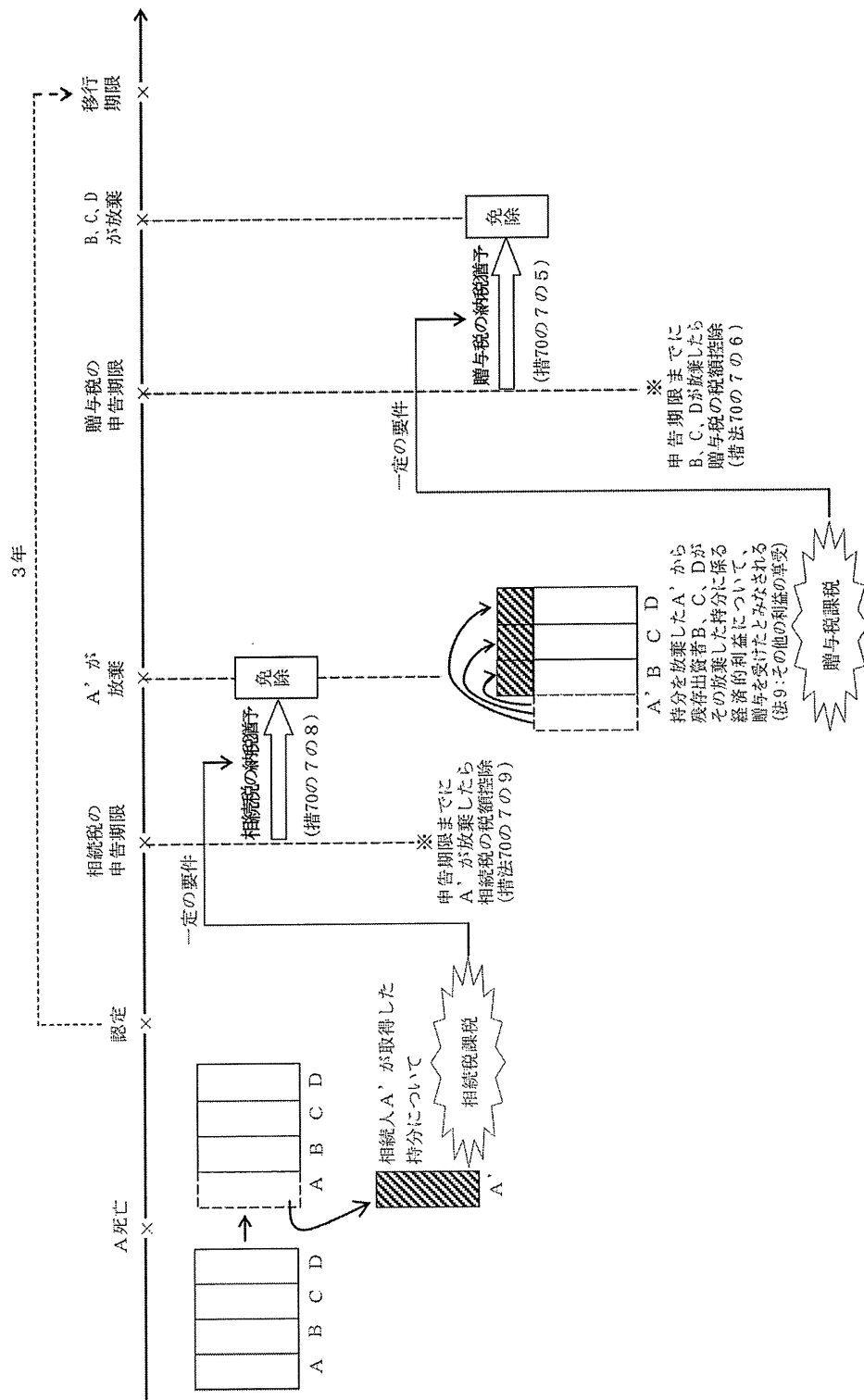
医療法人については、医療法の規定により従来から剰余金の配当は禁止されていましたが、平成18年の医療法改正前は解散時における残余財産を出資者に対して分配することは特に禁止されていませんでした。しかし、持分の定めのある医療法人については、退社時の持分払戻しと解散時の残余財産分配を行った場合は実質的に剰余金の配当にあたるとも考えられ、医療法人における非営利性の確保に抵触するのではないかとの疑義も生じていました。

このため、平成18年の医療法改正においては、持分の定めのある医療法人の新設はできないこととされ、既存の持分の定めのある医療法人から速やかに持分の定めのない医療法人へ移行することが推進されました。

平成26年改正において、この移行が進んでいない状況を考慮し、移行を促進するため「医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除」、「医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除」等の制度が創設されました。

持分の定めのある医療法人が持分の定めのない医療法人への移行計画の認定を受け、移行に向けた調整を行っている中で、その持分について相続又は贈与が発生した場合には、一定の要件のもとに、その持分に係る相続税又は贈与税については、移行期限まで納税を猶予するものです。

【図 解】医療法人の納税猶予の全体像

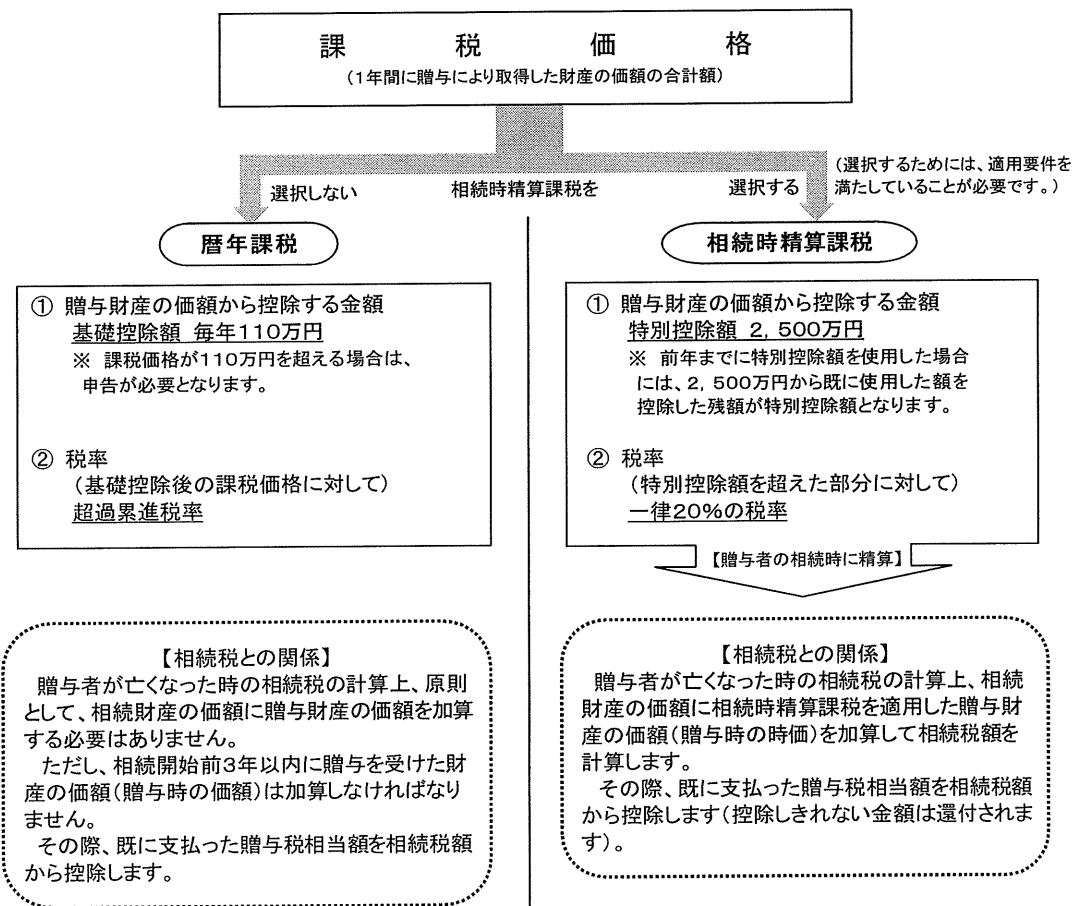


テーマ3

贈与税の改正

1. 贈与税の基本体系

贈与税の計算方法には、暦年課税方式（一般）と相続時精算課税方式（要件有）があります。



※ 受贈者(財産の贈与を受けた人)は、贈与者(財産の贈与をした人)ごとに「相続時精算課税」を選択することができます。「相続時精算課税」を選択するためには、贈与税の申告書の提出期限までに贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書を税務署に提出しなければなりません。

(注) 「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者からの贈与により取得する財産については、その選択をした年以降、全て「相続時精算課税」が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

国税庁HPより

2. 贈与税の改正内容

(1) 最高税率の引き上げ及び税率構造の見直し

贈与税が相続税の補完税であることから、相続税の見直しに準じて、暦年課税の税率構造の見直しが行われました。

【一般の場合】

【改正前】		【改正後】	
基礎控除後の課税価格	税率	基礎控除後の課税価格	税率
200万円以下	10%	200万円以下	10%
300万円以下	15%	300万円以下	15%
400万円以下	20%	400万円以下	20%
600万円以下	30%	600万円以下	30%
1,000万円以下	40%	1,000万円以下	40%
1,000万円超	50%	1,500万円以下	45%
		3,000万円以下	50%
		3,000万円超	55%

この改正に併せて、高齢者の保有する資産を早期に次世代に移転させる観点から、20歳以上の者が直系尊属から受ける贈与については、税率構造を緩和する見直しが行われました。

【直系尊属からの贈与の場合】

【改正前】		【改正後】	
基礎控除後の課税価格	税率	基礎控除後の課税価格	税率
200万円以下	10%	200万円以下	10%
300万円以下	15%	400万円以下	15%
400万円以下	20%	600万円以下	20%
600万円以下	30%	1,000万円以下	30%
1,000万円以下	40%	1,500万円以下	40%
1,000万円超	50%	3,000万円以下	45%
		4,500万円以下	50%
		4,500万円超	55%

(2) 相続時精算課税制度の対象者の見直し

相続時精算課税制度は、平成15年度に、次世代への資産移転及びこれによる消費拡大と経済活性化の観点から導入されました。

生前に財産を贈与し（2,500万円までは贈与税はかからない）、相続発生時に残った財産があれば、それまでに贈与した財産と合わせて精算して課税されるしくみで、言わば「相続財産の前渡し」的な制度です。

資産移転の時期を柔軟に選択できることや、相続税の課税対象にならない層（相続発生件数の96%程度）にとっては、実質的に税負担なく生前贈与が行えるといった意義があります。

今回、更なる次世代への資産の早期移転を促進する観点から、贈与者の年齢制限の引き下げと受贈者に孫を加える拡充が行われました。

① 贈与者の要件

【改正前】	【改正後】
贈与年の1月1日において 65歳以上の者	贈与年の1月1日において 60歳以上の者

② 受贈者の要件

【改正前】	【改正後】
贈与年の1月1日において 20歳以上の推定相続人	贈与年の1月1日において 20歳以上の推定相続人及び孫

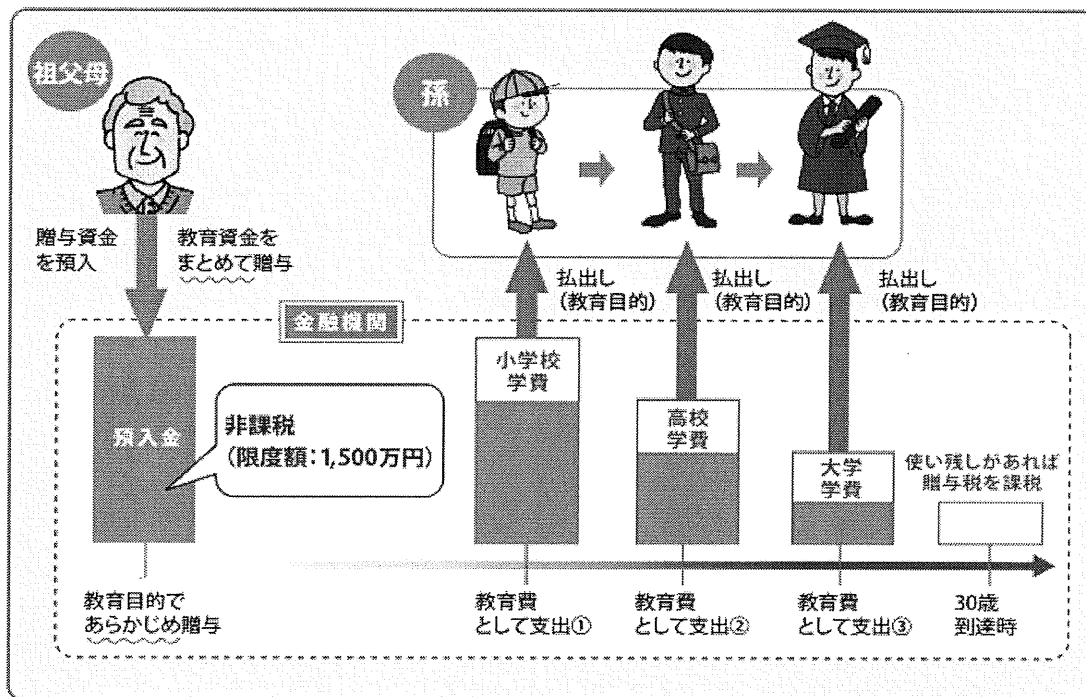
(3) 生前贈与対策 ～教育資金の一括贈与の非課税制度について～

最後に、来年からの改正ではなく、既に昨年4月から導入されている制度ですが、生前贈与を促進する制度として期待される「教育資金の一括贈与の非課税制度」を紹介します。

① 制度の概要

- ・ 贈与者（親、祖父母）が、30歳未満の受贈者（子、孫）名義の口座等を金融機関に開設し、教育資金を一括して拠出した場合には、この資金について、子、孫ごとに1,500万円までが非課税となります。
- ・ 教育費の範囲は、学校などへの入学料や授業料、学校以外の塾や習い事の月謝等とし、学校以外の者に支払われるものについては500万円が限度になります。
- ・ 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管します。
- ・ 子、孫が30歳に達する日に口座等は終了します（使い残しや教育資金以外の支払いに充てられた金銭があれば、贈与税が課税されます。）
- ・ 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の制度です。

<制度の流れ>



財務省HPより

② 従来の非課税制度との違い

教育資金の贈与については、従来から、親子間や祖父母と孫等、扶養義務者相互間においてなされたものは、必要な金額を必要な都度、贈与した場合に限り非課税とされていました。

従って、贈与された金銭を将来の教育費の出費に備えて預貯金にしたような場合には、歴年課税の場合、基礎控除（110 万円）を超える金額については贈与税が課税されることになります。

しかし、この教育資金の一括贈与の非課税制度は、従来の非課税制度とは異なり、その都度ではなく、将来の教育資金として使う予定のものについても、事前に一括して贈与できるという点において画期的です。

③ 相続税対策としての利用

この制度を利用して、孫 1 人につき 1,500 万円ずつ贈与した場合、例えば孫が 6 人いれば、相続財産を 9,000 万円圧縮することができます。

ただし、過度の贈与で自らの預貯金が不足する事態にならないよう、老後の生活資金を考えた上で計画的に贈与することが必要です。

参考資料

- ・内閣府 平成24年度 第5回 税制調査会議資料（11月9日）
- ・国土交通省HP 平成26年地価公示 42番「公示価格年別変動率」
- ・国税庁HP 統計情報 長期時系列データ 統計表 相続税
- ・財務省HP 相続税の課税状況の推移
- ・財務省HP パンフレット「平成25年度税制改正」資産課税
- ・国税庁HP 平成27年度1月1日施行「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」
- ・財務省HP 平成25年度税制改正の解説
 - 「相続税法の改正 詳解」
 - 「租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正 詳解」
- ・読売新聞 2014年9月5日付、9月23日付、9月24日付朝刊記事
- ・週刊ダイヤモンド2013年8月10・17日合併号

最 後 に

来年からの相続税の改正は、今まで相続税に無縁だと思われていた方には、大增税になるという印象が強いようです。

しかし、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減の規定のように、相続税額を少なくできる方法もあることを正しく認識することも重要です。

当セミナーが、一般の方にとっては相続税について考えるきっかけに、税理士受験生にとっては今後の学習の参考に、なっていいただければ幸いです。